

内閣参質一五四第二八号

平成十四年七月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員山本孝史君提出平成十三年度国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本孝史君提出平成十三年度国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する

質問に対する答弁書

一の1から6までについて

お尋ねの事項は、それぞれ別表第一から別表第六までのとおりである。

一の7について

お尋ねの事項に該当する公益法人はない。

一の8から11までについて

お尋ねの事項は、それぞれ別表第七から別表第十までのとおりである。

二について

民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十七条第三項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）により改善すべき点があることが判明した公益法人に対しては、各府省庁が個別具体的な事案に即して、改善のための適切な指導監督を行っているところであり、こうした取組を通じて公益法人の適正な業務運営が図られるものと考ええる。

三について

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成十三年二月九日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「申合せ」という。）においては、各府省庁は、その所管する公益法人に対する立入検査を少なくとも三年に一回実施するよう実施計画を策定し、計画的に立入検査を実施することとしている。これに基づき策定された各府省庁の立入検査の実施計画で定められた立入検査の頻度には差異があり、このことが、各府省庁間の立入検査の実施率が異なった主な原因であると考えられる。また、立入検査の実施率が極端に低い府省庁においては、その所管するすべての公益法人に対する立入検査を三年間で実施することとしているものの、初年度の立入検査の実施に関する取組が必ずしも十分でない面があつたものと考えられる。

各府省庁においては、平成十四年度以降もその所管する公益法人に対する適切な指導監督のため、各々の実施計画に沿った立入検査を着実に実施していくこととしている。

また、都道府県が所管する公益法人についても、申合せにおいて執るべきこととされている措置と同様の措置が講ぜられるよう各都道府県に対し要請したところである。

別表第一 一の1のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	伊藤忠記念財団	内閣府	資産運用規程が整備されていない。
財	世界平和研究所	内閣府、 防衛庁、 外務省、 財務省、 経済産業省	役員報酬規程が整備されていない。
社	日本リサーチ総合研究所	内閣府、 経済産業省	以下の事項について、財務に関する書類に注記されていない。 ・収支予算書における「借入金限度額」 ・収支計算書における「資金の範囲」及び「次期繰越収支差額の内容」
財	警察育英会	警察庁、 文部科学省	① 基本財産の管理運用が不適切である。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ③ 規程の整備が不十分である。
財	犯罪被害救援基金	警察庁、 文部科学省	① 基本財産の管理運用が不適切である。 ② 奨学金の支給に関し、適切でない部分がある。 ③ 規程の整備が不十分である。
財	麻薬・覚せい剤乱用防止センター	警察庁、 厚生労働省	① 一部の事業について、その実施に伴う委託先、発注先が一定の企業に集中している傾向が見られる。 ② 一般の閲覧に供される業務及び財務等に関する資料が一つのファイルにまとめられていない等、直ちに一般の閲覧に供される状態となっていない。 ③ ホームページで公開することとされている業務及び財務等に関する資料が一部欠落していたり、一部最新のもののでない。 ④ 寄付元が一部固定化されている面が見られる。
社	日本経済研究センター	金融庁、 財務省、 文部科学省	① 役員報酬規程が整備されていない。 ② 経費処理が適切でない。
財	全国教諭師連盟	法務省	① 監事の選任について、評議員会で選任されていない。 ② 監事及び評議員の就任承諾書を取得していない。 ③ 内部留保の水準が高い。
財	日韓文化協会	法務省	基本財産として保有している外国債について債務不履行となるおそれがある。
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	緑の地球防衛基金	外務省、 農林水産省、 環境省	事務所に備え付けるべき書類の一部に不備がある。

財	日本システム開発研究所	財務省	閲覧資料が整備されていない。
財	三菱経済研究所	財務省、 文部科学省、 経済産業省	理事と評議員の兼職者が存在している。
財	政策科学研究所	財務省、 経済産業省	① 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ② 会費規程が整備されていない。
財	医学教育振興財団	文部科学省	正味財産増減計算書が指定の様式で作成されていない。
財	電気・電子情報学術振興財団	文部科学省	評議員の現在員数が寄附行為で定める定数を満たしていない。
財	ボーイスカウト日本連盟	文部科学省	収支予算書の変更(補正予算)について、文部科学省への届出を怠っている。
財	大阪科学技術センター	文部科学省、 経済産業省	① 議事録が適正に作成されていない。 ② 一般会計と特別会計の総括が適切でない。
財	名古屋産業科学研究所	文部科学省、 経済産業省	① 公印の保管、使用が不適切である。 ② 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。
社	日本海洋少年団連盟	文部科学省、 国土交通省	組織規程が整備されていない。
財	赤枝医学研究財団	厚生労働省	公印管理規程が整備されていない。
財	エイズ予防財団	厚生労働省	会長、副会長が選任されていない。
財	小野医学研究財団	厚生労働省	内部留保の水準が高い。
財	漢方医薬研究振興財団	厚生労働省	① 主たる事務所の移転に係る寄附行為の変更が行われていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 総勘定元帳が作成されていない。
社	銀鈴会	厚生労働省	内部規則が整備されていない。
財	佐川がん研究助成振興財団	厚生労働省	評議員の出席率が低い等評議員会の適正な運営が図られていない。
財	成長科学協会	厚生労働省	① 収益事業が区分経理されていない。 ② 固定資産台帳が作成されていない。
財	前立腺研究財団	厚生労働省	① 会計規程、公印管理規程が整備されていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 研究助成の課題選択基準が不明確である。
財	痛風研究会	厚生労働省	公印管理規程が整備されていない。

財	難病医学研究財団	厚生労働省	内部留保の水準が高い。
財	日本股関節研究振興財団	厚生労働省	① 公印管理規程が整備されていない。 ② 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。
社	日本臓器移植ネットワーク	厚生労働省	① 事務処理規程に基づかない処理があった。 ② 助成金交付規程に基づかない処理があった。
財	日本スポーツ治療医学研究会	厚生労働省	一部理事の就任承諾書が保管されていないために、適切に就任承諾されたか確認ができない。
社	日本WHO協会	厚生労働省	事務処理規程、会計規程、公印管理規程が整備されていない。
財	日本糖尿病財団	厚生労働省	助成金に係る研究成果が未提出の者がいる等規程を遵守していない。
財	日本二分脊椎・水頭症研究振興財団	厚生労働省	契約を行う場合、りん議決裁を行っていない。
財	日本農村医学研究会	厚生労働省	独立した事務所を設置していない。
社	ビタミン協会	厚生労働省	助成金と一般会計が区分されていない。
財	明治生命厚生事業団	厚生労働省	一部評議員の就任承諾書を取得していない。
財	浦上食品・食文化振興財団	農林水産省	理事会等の開催が寄附行為に規定する回数に満たない。
社	国際食糧農業協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	国際緑化推進センター	農林水産省	収支予算書に借入金限度額の記載の不備がある。
財	食品流通構造改善促進機構	農林水産省	常務理事の人数が寄附行為に規定する人数に満たない。
財	日本農林漁業振興会	農林水産省	インターネットによる公開体制の一部に不備がある。
財	山崎香辛料振興財団	農林水産省	内部留保の水準が高い。
財	イメージ情報科学研究所	経済産業省	公印の保管、使用が不適切である。
財	磁気健康科学研究振興財団	経済産業省	① 公印の保管、使用が不適切である。 ② 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。

財	東海産業技術振興財団	経済産業省	① 議事録が適正に作成されていない。 ② 事務処理及び職員に対する規則が整備されていない。 ③ 内部留保の水準が適切でない。
財	貿易研修センター	経済産業省	収支計算書の様式、区分が収支予算書に見合っていない。
財	飛鳥保存財団	国土交通省	① 積立預金の取崩しにより、収支予算を立てている。 ② 公印管理規程が整備されていない。
財	港湾空間高度化環境研究センター	国土交通省・	基本財産の運用方針については注意を要する。
財	日本緑化センター	国土交通省、 農林水産省、 経済産業省	① 助成金に依存する傾向が見られる。 ② 資産の運用について注意が必要である。
財	大阪湾ベイエリア開発推進機構	国土交通省、 経済産業省	寄附行為に暫定予算、顧問の人数、帳簿の一部についての規定がない。
財	クリタ水・環境科学振興財団	環境省	寄附行為に定める事務局長及び職員の任免行為を適正に行っていない。
財	自然環境研究センター	環境省	退職手当の資金確保が不十分である。
財	地球・人間環境フォーラム	環境省	受託調査業務について現金出納簿、作業日誌等が整備されていない。
財	日本自然保護協会	環境省	内部留保の水準が高い。

(注) 本表には、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1項第2号及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第77条第1項第2号の規定で定められた公益法人も併せて掲載している。

別表第二 一の2のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
社	国際情勢研究会	内閣府	収入のほとんどを委託費に頼っている。
社	国民出版協会	内閣府	収入のほとんどを委託費に頼っている。
社	全国警備業協会	警察庁	会計処理規則が整備されていない。
財	麻薬・覚せい剤乱用防止センター	警察庁、厚生労働省	① 一部の事業について、その実施に伴う委託先、発注先が一定の企業に集中している傾向が見られる。 ② 一般の閲覧に供される業務及び財務等に関する資料が一つのファイルにまとめられていない等、直ちに一般の閲覧に供される状態となっていない。 ③ ホームページで公開することとされている業務及び財務等に関する資料が一部欠落していたり、一部最新のものではない。 ④ 寄付元が一部固定化されている面が見られる。
財	空港保安事業センター	警察庁、国土交通省	① 外国債の保有につき安全・確実な財産管理運用の観点から一部不適切である。 ② 航空会社の要請による監査は、適切な対価を確保していない。
財	日本防災協会	総務省	事業費が総支出額の2分の1に満たない。
財	日本情報処理開発協会	総務省、経済産業省	補助金等に関する会計処理が一部不適切である。
財	国際研修協力機構	法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	国からの補助・委託事業の一部について、基準が不明確なものがある（厚生労働省所管事業）。
財	日本国際医療団	外務省、厚生労働省	① 管理費の支出割合が高い。 ② 収支区分の整理がされていない。 ③ 情報公開が不十分である。 ④ 会費収入の増収努力が必要である。 ⑤ 計算書類の一部に記載の不備がある。
財	放射線影響研究所	外務省、厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
社	国際農林業協力協会	外務省、農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。

財	日本容器包装リサイクル協会	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省	役員報酬規程が整備されていない。
財	電気・電子情報学術振興財団	文部科学省	評議員の現在員数が寄附行為で定める定数を満たしていない。
社	茨城労働基準協会連合会	厚生労働省	会計処理規程が整備されていない。
財	医療研修推進財団	厚生労働省	① 各種台帳及び帳簿類が整備されていない。 ② 会計処理体制が組織的に十分な状態になっていない。
財	医療保険業務研究協会	厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	エイズ予防財団	厚生労働省	会長、副会長が選任されていない。
社	大分県労働基準協会	厚生労働省	会計処理規程が整備されていない。
社	大阪溶接協会	厚生労働省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事務職員に関する労働者名簿等の整備がされていない。
社	太田労働基準協会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 専門部会運営規程が整備されていない。
社	奥能登総合労働基準協会	厚生労働省	理事の変更登記が行われていない。
財	介護労働安定センター	厚生労働省	① 理事及び評議員の定数の上限と下限の幅が過大である。 ② 計算書類に重要な会計方針等が注記されていない。
社	鹿児島県労働基準協会	厚生労働省	① 代議員の定数があいまいである。 ② 専務理事及び常務理事について役員選出の透明性が確保されていない。
社	春日部労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の上限と下限の差が7人以内となっていない。
社	神奈川労務安全衛生協会	厚生労働省	① 理事会の議事録に定款に定める理事の署名がない。 ② 新事務所の建設積立預金について、目的外の取崩しがある。
社	川越地区労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の上限と下限の差が6人以内となっていない。
社	行田地区労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の下限を定めていない。

社	京都南労働基準協会	厚生労働省	① 理事の登記が行われていない ② 会計処理規程が整備されていない。
財	勤労者リフレッシュ事業 振興財団	厚生労働省	特別会計の一部について、正味財産増減計算書を作成していない。
社	黒石地区労働基準協会	厚生労働省	① 監事の異動について遅滞なく届出をしていない。 ② 事業計画書等を3月以内に届出をしていない。
社	群馬労働基準協会連合会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 会計規程が整備されていない。
社	国際厚生事業団	厚生労働省	① 帳簿類が整備されていない。 ② 収支計算書総括表の記載が不的確である。
社	コマツクレーン教習セン ター	厚生労働省	① 会費に関する規程が整備されていない。 ② 理事会の議事録が作成されていない。 ③ 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	小松労働基準協会	厚生労働省	会館建設費積立金について事業目的の限定、取崩し手続が内部規程において明確に規定されていない。
社	埼玉労働基準協会連合会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の上限と下限の差が5人以内となっていない。
社	産業安全衛生協会	厚生労働省	① 総会の開催回数について、定款の規定どおり行っていない。 ② 会計処理規則が整備されていない。
社	産業安全技術協会	厚生労働省	収支予算書の変更について、厚生労働大臣へ届け出していない。
財	歯科医療研修振興財団	厚生労働省	同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。
社	静岡県労働基準協会連合 会	厚生労働省	① 役員就任承諾書に印鑑証明を添付していない。 ② 理事の変更登記を法定期間内に行っていない。 ③ 収支計算書の科目と収支予算・実績報告書の科目名が一致していない。 ④ 収支予算書の科目名が年度によって異なっているのに注記していない。
社	島根労働基準協会	厚生労働省	① 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。 ② 各支部の収支予算項目が統一されていない。
社	下北地区労働基準協会	厚生労働省	① 資産総額の変更登記を行っていない。 ② 収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目について、その理由を備考欄に注記していない。
社	全国勤労青少年ホーム協 議会	厚生労働省	会計処理規則が整備されていない。

社	全国労働基準関係団体連 合会	厚生労働省	計算書類の注記部分を情報公開の開示対象としていない。
社	全国労働保険事務組合連 合会	厚生労働省	特別会計の一部について、正味財産増減計算書及び貸借対照 表を作成していない。
社	総合経営管理協会	厚生労働省	① 登記簿の記載内容が実態に即したものとなっていない。 ② 正味財産増減計算書及び財産目録が作成されていない。
社	高崎労働基準協会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 専門部会運営規程が整備されていない。
社	秩父地区労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基 準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の下限を定めていない。
社	中部労働技能教習セン ター	厚生労働省	① 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ② 旅費規程等が実態に合致していない。
社	東京ボイラー技士協会	厚生労働省	管理費が総支出額の2分の1を超えている。
社	徳島県労働基準協会連合 会	厚生労働省	① 情報公開に係る閲覧規則が整備されていない。 ② 会計処理規則が整備されていない。
社	栃木県労働基準協会連合 会	厚生労働省	事業経費処理における受託事業の会計区分が不明確である。
社	富山県労働基準協会	厚生労働省	① 指名競争契約で行うべき売買契約を随意契約で行って おり、会計処理規程どおりの処理が行われていない。 ② 公益法人会計基準に照らし、収支計算書、正味財産増減 計算書及び貸借対照表の内容に不備がある。
社	長崎県労働基準協会	厚生労働省	理事の変更登記を法定期間内に行っていない。
社	長野県労働基準協会連合 会	厚生労働省	就業規則が実態に合致していない。
社	奈良県労働基準協会	厚生労働省	① 会計処理の様式及び区分が適切でない。 ② 収支予算書総括表を作成していない。 ③ 内部留保の水準が高い。
社	日本クレーン協会	厚生労働省	収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目 について、その理由を備考欄に注記していない。
財	日本産業技能教習協会	厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	日本障害者スポーツ協会	厚生労働省	内部規則が整備されていない。
社	日本ボイラ協会	厚生労働省	内部留保の水準が高い。

社	日本ボイラ整備据付協会	厚生労働省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	日本薬業貿易協会	厚生労働省	① 同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。 ② 「取引に関するりん議及び決裁書類」及び「契約関係書類（契約書と見積書）」がない。
社	ボイラ・クレーン安全協会	厚生労働省	内部留保の水準が高い。
社	舞鶴労働基準協会	厚生労働省	① 理事の登記を行っていない。 ② 収支予算書に借入限度額等を注記していない。
社	前橋労働基準協会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 専門部会運営規程が整備されていない。
社	宮崎労働基準協会	厚生労働省	会計処理規程が整備されていない。
社	山梨県労働基準協会連合会	厚生労働省	① 簿記の方法が単式簿記であり、複式簿記による仕訳等が適切に実施されていない。 ② 正味財産増減計算書及び財産目録が作成されておらず、収支計算書及び貸借対照表の内容が公益法人会計基準に合致していない。 ③ 運営基金について、積立及び運用に関する規程が整備されていない。
社	淀川労働基準協会	厚生労働省	① 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ② 内部留保の水準が高い。
財	労災ケアセンター	厚生労働省	寄附行為等に業務及び財務等に関する資料の一般閲覧に関する規定を設けていない。
財	労災年金福祉協会	厚生労働省	理事の定数の下限を定めていない。
財	労災保険情報センター	厚生労働省	理事の定数の上限と下限の幅が過大である。
財	労働安全衛生研修所	厚生労働省	① 理事の定数の上限と下限の差が5人以内となっていない。 ② 評議員会の位置付け等が不明である。
社	労働技能講習協会	厚生労働省	① 役員報酬規程が整備されていない。 ② 会計処理規則が整備されていない。
社	労務管理教育センター	厚生労働省	① 総会の開催時期について、定款の規定どおり行っていない。 ② 内部留保の水準が高い。
社	わたらせ技能講習センター	厚生労働省	一般会計と特別会計の総括表を適正に作成していない。

社	建設荷役車両安全技術協会	厚生労働省、 経済産業省	内部留保の水準が高い。
財	新日本検定協会	厚生労働省、 国土交通省	① 計算書類に対する注記が不十分である。 ② 公印管理規程が整備されていない。
社	日本海事検定協会	厚生労働省、 国土交通省	計算書類に対する注記が不十分である。
財	甘味資源振興会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	漁業情報サービスセンター	農林水産省	賛助会員の入会手続の一部に不備がある。
財	食品産業センター	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
社	食品需給研究センター	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	食品流通構造改善促進機構	農林水産省	常務理事の人数が寄附行為に規定する人数に満たない。
財	全国米穀協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	全国まき網漁業協会	農林水産省	同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。
社	全国遊漁船業協会	農林水産省	事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	大豆供給安定協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	大日本水産会	農林水産省	資料のインターネットによる公開の体制の一部に不備がある。
社	中央畜産会	農林水産省	所管官庁出身理事が理事現在数の3分の1を超えている。
社	日本栽培漁業協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
社	日本施設園芸協会	農林水産省	契約手続の一部に不備がある。
社	日本種豚登録協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	日本食品科学工学会	農林水産省	内部留保の水準が高い。
財	日本食品分析センター	農林水産省	内部留保の水準が高い。
社	日本馬事協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。

社	日本ホルスタイン登録協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	日本種羊協会	農林水産省	事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	農協流通研究所	農林水産省	内部留保の水準が高い。
社	林業機械化協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	日本乳業技術協会	農林水産省、厚生労働省	所管官庁出身理事が理事現在数の3分の1を超えている。
社	日本油料検定協会	農林水産省、国土交通省	役員報酬規程が整備されていない。
財	日本穀物検定協会	農林水産省、国土交通省	基本財産等以外の株式を保有している。
財	四国産業・技術振興センター	経済産業省	① 事業計画の変更手続に一部不適切な点がみられる。 ② 部門間で決裁手続に差異がみられる等事務手続に一部不適切な点がみられる。
社	水門鉄管協会	経済産業省	規程類の整備が不十分である。
社	繊維評価技術協議会	経済産業省	① 公印の保管、使用が不適切である。 ② 会計処理規則が整備されていない。
財	全国タイル検査・技術協会	経済産業省	内部留保の水準が適切でない。
社	送電線建設技術研究会	経済産業省	公印管理規程が整備されていない。
財	日本染色検査協会	経済産業省	正味財産が減少している。
財	日本燃焼機器検査協会	経済産業省	経理関連の公印の取扱いに関する事務処理規則が実態に即していない。
社	日本電気協会	経済産業省	① 会計処理の区分が一部適切でない。 ② 公印管理規程が整備されていない。
社	日本建設機械化協会	経済産業省、国土交通省	役員に対する報酬規程、退職金規程が整備されていない。
社	日本自動車機械工具協会	経済産業省、国土交通省	収支決算額が10億円を超えているが、外部監査の導入が行われていない。
財	日本船舶職員養成協会	国土交通省	公印管理規程が整備されていない。
社	日本添乗サービス協会	国土交通省	公印管理規程、文書管理規程が整備されていない。
財	日本ビルディング経営センター	国土交通省	組織規程が整備されていない。

財	不動産流通近代化センター	国土交通省	① 内部留保の水準が高い。 ② 公印管理規程が整備されていない。
社	外航船員医療事業団	国土交通省	理事の定数の下限を定めていない。
財	関門海技協会	国土交通省	① 平成12年度末の退職手当積立額が必要以上である。 ② 検査等事業の委託等について、特別会計として収支計算書等の作成が必要である。
社	全日本瓦工事業連盟	国土交通省	同一業界関係者が理事現在員の2分の1を超えている。
財	ダム水源地環境整備センター	国土交通省	経理規程、組織規程、公印管理規程の制定手続きに不備がある。
社	日本計装工業会	国土交通省	① 評議員の欠員がある。 ② 同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。
財	自然環境研究センター	環境省	退職手当の資金確保が不十分である。

別表第三 一の3のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	資本市場振興財団	金融庁	内部留保の水準が高い。
財	地方公務員等ライフプラン協会	総務省	計算書類に対する注記が作成されていない。
財	地域総合整備財団	総務省、 財務省	内部留保の水準が高い。
財	日本不動産研究所	総務省、 財務省、 国土交通省	内部留保の水準が高い。
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	全日本青少年育成会	文部科学省	① 理事の定数を減少する等、寄附行為を文部科学省の認可なく変更している。 ② 有給常勤役員の平均報酬額が2,000万円以上で法人の規模に比して妥当な額ではない。
財	愛知健康増進財団	厚生労働省、 愛知県知事	経理の仕訳区分が不適切である。
財	ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団	厚生労働省	① 役員報酬規程に規定されている現行の役員1人当たりの最高限度額等について、理事会の議決及び評議員会の同意を得ていない。 ② 収支予算書に計上されていない勘定科目を設定し、費用の支出を行っていた。 ③ 収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目について、その理由を備考欄に注記していない。
社	日本物流団体連合会	国土交通省	① 内部留保の水準が高い。 ② 計算書類に対する注記が不十分である。

(注)「有給常勤役員」が1人の法人(1法人)については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)に基づき公益法人が一般の閲覧に供することとされている役員名簿等の情報と照合することにより、その報酬を得る個人を識別し得るため、本表に掲載していない。

別表第四 一の4のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	資本市場振興財団	金融庁	内部留保の水準が高い。
財	地域総合整備財団	総務省、 財務省	内部留保の水準が高い。
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	ケーエスター中小企業経営者福祉事業団	厚生労働省	① 役員報酬規程に規定されている現行の役員1人当たりの最高限度額等について、理事会の議決及び評議員会の同意を得ていない。 ② 収支予算書に計上されていない勘定科目を設定し、費用の支出を行っていた。 ③ 収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目について、その理由を備考欄に注記していない。
社	日本物流団体連合会	国土交通省	① 内部留保の水準が高い。 ② 計算書類に対する注記が不十分である。

別表第五 一の5のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	原総合知的通信システム 基金	総務省	① 事業の一部を外部委託しているが、当該委託契約の内容 に一部不適切なものが見られる。 ② 外貨建貯金等による基本財産の運用を行っている。 ③ 内部留保の水準が高い。
財	日本国際連合協会	外務省	① 理事及び評議員の実員が寄附行為の定足数を下回っている。 ② 任期切れの役員の選任が行われていない。 ③ 基本財産を理事会の認可なく運転資金にまわしている。 ④ 正味財産が赤字になっている。 ⑤ 予算が前年度決算とは全く無関係に作成されている。
財	自由アジア協会	外務省	① 評議員が選任されていない。 ② 事業報告書が概括的すぎる。 ③ 正味財産増減計算書を作成していない。
財	学校法人維持基金財団	文部科学省	① 寄附行為に定めた事業を十分に行っていない。 ② 各種書類が事務所に備え付けられていない。 ③ 事業費の総支出に占める割合が過大である。
財	エム・オー・エー健康科 学センター	厚生労働省	① 適正な理事会運営が行われていない。 ② 適正な事務処理が行われていない。
社	企業福祉・共済総合研究 所	厚生労働省	① 定款で配置することとなっている事務局長を選任してい ない。 ② 長期借入金について、定款の定めに基づいた手続を行っ ていない。
財	岐阜健康管理センター	厚生労働省	① 事業計画が前年度実績を踏まえて策定されてない。 ② 収支計算書に短期借入金が適正に計上されていない。
財	鳥取県国民年金福祉協会	厚生労働省	① 評議員及び評議員会が設置されていない。 ② 役員数が寄附行為で定める定数を満たしていない。 ③ 計算書類に対する注記がされていない。
財	日本こんにゃく協会	農林水産省	事務所に備え付けるべき書類の一部に不備がある。
財	利用運送振興会	国土交通省	① 公印管理規程等が整備されていない。 ② 会長、副会長の資格要件について、見直しが必要である。
財	稚内海員会館	国土交通省	計算書類の一部に記載の不備がある。

別表第六 一の6のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	牛場信彦記念財団	外務省	① 理事会、評議員会が開催されていない。 ② 事業計画を定めていない。 ③ 累積赤字が増加している。
社	日本出版協会	文部科学省	① 定款に定めた事業を十分に行っていない。 ② 理事会及び総会において、委任状を作成していない。 ③ 事業費が総支出額の2分の1に満たない。

別表第七 一の8のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
社	国際金融経済研究所	金融庁、 財務省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ③ 勘定科目が適切でない。
財	日伯経済文化協会	外務省	① 財務関係書類の不備がある。 ② 目的事業が十分に実施されていない。
社	青少年音楽協会	文部科学省	① 事務所に備え付けるべき書類の整理及び管理が不十分である。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 役員の改選が定款どおりに行われておらず、就任承諾書等の書類を取得していない。 ④ 事務所の移転に係る定款の変更が行われていない。 ⑤ 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
財	西原里仁会	文部科学省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
財	漢方医薬研究振興財団	厚生労働省	① 主たる事務所の移転に係る寄附行為の変更が行われていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 総勘定元帳が作成されていない。
財	前立腺研究財団	厚生労働省	① 会計規程、公印管理規程が整備されていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 研究助成の課題選択基準が不明確である。
財	労働問題リサーチセンター	厚生労働省	① 理事と評議員の兼職者が存在している。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	日本柑橘輸入協会	農林水産省、 経済産業省	① 各種書類、会計帳簿等が未整備又はその整備内容が不十分である。 ② 見かけ上の資産が大きく（未収会費が多い）、内部留保の水準が高い。 ③ 目的に沿った事業が行われておらず、事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	日本養鶏振興協会	農林水産省	内部留保の水準が高い。
社	日本燐寸工業会	経済産業省	① 管理費が総支出額の2分の1を超えている。 ② 内部留保の適正な水準への今後の改善方向が明確化されていない。
財	東京自動車技術普及協会	国土交通省	収入に見合った規模の事業運営がなされていない。

別表第八 一の9のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	鉄道弘済会	厚生労働省、 国土交通省	① 保有株式を早期売却する必要がある。 ② 寄附行為を是正する必要がある。
社	全国食糧振興会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。

別表第九 一の10のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議委員会が設置されていない。
財	介護労働安定センター	厚生労働省	① 理事及び評議員の定数の上限と下限の幅が過大である。 ② 計算書類に重要な会計方針等が注記されていない。
財	労災保険情報センター	厚生労働省	理事の定数の上限と下限の幅が過大である。
財	甘味資源振興会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
財	食品産業センター	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	食品流通構造改善促進機構	農林水産省	常務理事の人数が寄附行為に規定する人数に満たない。
財	全国土地改良資金協会	農林水産省	会計規程の一部に不備がある。
財	全国米穀協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。

別表第十 一の 11 のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
社	全国労働基準関係団体連 合会	厚生労働省	計算書類の注記部分を情報公開の開示対象としていない。
社	全国労働保険事務組合連 合会	厚生労働省	特別会計の一部について、正味財産増減計算書及び貸借対照 表を作成していない。
財	労災ケアセンター	厚生労働省	寄附行為等に業務及び財務等に関する資料の一般閲覧に関す る規定を設けていない。
財	労災年金福祉協会	厚生労働省	理事の定数の下限を定めていない。
財	労災保険情報センター	厚生労働省	理事の定数の上限と下限の幅が過大である。
社	漁業情報サービスセン ター	農林水産省	賛助会員の入会手続の一部に不備がある。
社	日本栽培漁業協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。